

第60回北但行政事務組合議会（定例会）会議録（第1日）

平成18年10月23日（月）第60回北但行政事務組合議会（定例会）を議場に管理者が招集した。

開会 午前10時01分

会議に出席した議員（19名）

1番	香美町	山本賢司	2番	香美町	吉田範明
3番	豊岡市	安治川敏明	4番	豊岡市	上坂正明
5番	豊岡市	梅谷光太郎	6番	豊岡市	岡満夫
7番	新温泉町	岡本和雄	8番	新温泉町	小林一義
9番	豊岡市	川口匡	10番	豊岡市	福田嗣久
11番	豊岡市	吉岡正章	12番	豊岡市	椿野仁司
13番	新温泉町	田中要	14番	新温泉町	宮脇諭
15番	香美町	柴田幸一郎	16番	香美町	浜上勇人
17番	豊岡市	升田勝義	18番	豊岡市	森井幸子
19番	豊岡市	谷口勝己			

議事に関係した事務局職員

事務局長 片山正幸
書記 原重喜
書記 長谷川幹人

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中貝宗治
助役兼総務課長	瀬崎 彊
収入役（豊岡市収入役）	塚本信行
代表監査委員	大禮謙一
総務課長補佐兼総務係長	片山正幸
施設整備課長	中奥 薫
施設整備課参事	辻 忠幸
施設整備課参事	谷 敏明
施設整備課長補佐	岩下省一
監査委員事務局長	池上 晃

構成町長

香美町健康福祉部長 岩槻末男

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 第9号議案 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
第10号議案 職員の給与に関する条例の全部を改正する条例制定について
第11号議案 助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
第12号議案 平成17年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
(以上4件、一括上程、説明)

議事順序

1. 議長あいさつ
2. 開会宣言
3. 開 議
4. 会議録署名議員の指名
5. 会期の決定
6. 諸般の報告
7. 議案(第9号議案～第12号議案)一括上程
 管理者提案説明
 議案ごとの説明
8. 休会議決
9. 日程通告
10. 散 会

〔議長開会あいさつ〕

議長（谷口勝己） おはようございます。

開会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

稲の刈り入れも終わり、秋本番のきょうこのごろ、議員各位にはご健勝にてご参集賜り、本日ここに第60回北但行政事務組合議会定例会を開会する運びとなりましたことは、組合発展のため、まことにご同慶にたえないところであります。

さて、今期定例会に管理者より提案されます案件は、条例改正3件、決算認定1件の合計4議案であります。

また、本日までに受理した陳情は3件であります。1件につきましては既に議案とともに配付いたしておりますが、残りの2件については、本日の議会運営委員会で協議をお願いするものです。

どうか議員各位には、何とぞ慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますよう心からお願いいたしますとともに、円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げ、まことに簡単粗辞ではございますが、開会のごあいさつといたします。

開会 午前10時01分

議長（谷口勝己） ただいまの出席議員は19名であります。よって、会議は成立いたします。

ただいまから第60回北但行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（谷口勝己） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、岡本和雄議員、柴田幸一郎議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（谷口勝己） 日程第2、会期の決定を行います。

この際、議会運営委員長より報告を求めます。

4番上坂正明議員。

議会運営委員会委員長（上坂正明） 4番上坂です。第60回北但行政事務組合議会定例会の運営について、今期定例会の議事運営について報告いたします。

会期については、本日から10月30日までの8日間といたします。

次に、日程についてですが、本日は諸般の報告の後、当局提案議案を一括上程し、管理者の提案説明並びに各担当課長等による議案ごとの説明を受け、散会することといたします。

次に、明10月24日から10月29日までは議案熟読のため休会。この間、25日の正午を質問、質疑の通告締め切りとし、30日に本会議を再開し、一般質問を行います。

一般質問終了後、各議案ごとに質疑、討論、表決を行います。

その後、最初に受理した陳情第1号を審査します。

陳情第2号、第3号につきましては、本日の定例会終了後に開催する議会運営委員会において取り扱いを協議し、審査の日程を決定します。

以上、報告のとおり今期定例会の議事運営についてよろしくご協力をお願いいたします。以上です。

議長（谷口勝己） お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から10月30日までの8日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認めます。よって、会期は、8日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（谷口勝己） 日程第3、諸般の報告を行います。

管理者総括説明資料として整備方針検討委員会名簿を配付いたしておりますので、ご清覧願います。

日程第4 第9号議案～第12号議案（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について外3件）

議長（谷口勝己） 日程第4、第9号議案職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について外3件を一括議題といたします。

これより管理者の提案説明を求めます。

管理者。

管理者（中貝宗治） 開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

50年ぶりの兵庫国体も無事に終わり、本日ここに第60回北但行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはおそろいでご参会を賜りましたこと、まことにありがとうございます。議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、日ごろのご精励に対し深く敬意を表する次第です。

さて、今期定例会に私から提案いたします案件は、条例改正3件、決算認定1件の合計4件であります。

それでは、提出議案の説明に先立ち、組合の当面する諸問題についてご報告申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

まず、上郷区の状況についてであります。

去る8月24日開催の臨時会以降の状況ですが、8月27日には、平成15年3月完成した最新の施設である滋賀県栗東市環境センターの視察を実施しました。参加者は22名でした。

9月4日には、これまで開催の上郷区の懇談会等において申し上げておりました「上郷区環境創造モデルエリア構想」を、本組合及び豊岡市によるたたき台として上郷区長に提示させていただきました。

同構想は、その後、全戸に配布されるとともに、9月29日には区民説明会が開催され、私以下、組合職員、市職員が出席しました。当日は、会場の区公民館前では反対者による説明会開催に対す

る抗議行動もありましたが、約90名の区民の方々が参加され、説明を聞いていただきました。説明会では、構想策定の趣旨、事業内容等について説明をし、その後、質疑応答を行いました。

この構想の考え方は、上郷区を建設適地としてお願いしている現在、廃棄物処理法が定める生活環境の保全と増進を基本としながら、上郷区を豊岡市、北但地域の環境創造のモデルエリアと位置づけ、環境を重点的に配慮した事業を上郷区の皆様と一体となって、区民の参画と協働のもとに推進してまいりたいとするものです。本組合としては、今後、この構想をたたき台に、上郷区の皆様と協議検討を重ねてまいりたいと考えています。

次に、周辺地区についての状況と取り組みです。

まず、中筋地区における説明会についてであります。

同地区区長会と協議し、9月16日に中筋地区公民館で地区住民を対象に開催しました。参加者は34名で、事業計画の説明と金沢工業大学の露本先生から「ごみ・汚泥処理施設と環境への影響」について講演をお願いしました。

隣接する市谷区についてであります。

10月8日、市谷営農センターにおいて施設整備事業説明会と学習会を開催しました。同区は25戸の区と聞いておりますが、34名の区民の皆様が出席され、組合より旧日高町の焼却施設と比較しながら新施設事業計画概要を説明し、続いて、中筋地区説明会と同様に金沢工業大学の露本先生から講演をお願いしました。特に市谷区は、近接して旧日高町のごみ処理施設が設置されていた当時に、ばい煙等による被害を経験されていたことから、新施設の排気ガス等の影響等を懸念される質問等が出されました。また、11月15日には区民による先進地視察の実施も計画しています。

次に、中郷区についてであります。

去る10月12日、中郷公民館において市谷区同様の説明会と学習会を開催しました。説明会には40名の方々の参加があり、質疑では、主として、国県道の一部に狭小な部分があることから、ごみ・汚泥の搬送車両等の増加に伴う道路整備、交通安全対策などの意見が出されました。

次に、広域ごみ・汚泥処理施設整備基本計画に係る整備方針検討委員会についてです。

まず、委員の構成であります。お手元に配付しております名簿のとおり、学識経験者2名、公募市民・町民4名、構成市町の環境衛生団体関係者5名、広域ごみ・汚泥処理施設整備関係市町課長会会長1名の計12名で構成されています。

なお、公募委員の応募状況等ですが、市町の広報紙、ホームページ、防災行政無線などにより広報を行い募集しました結果、豊岡市4名、香美町2名、計6名の応募があり、その中から定数の4名を選考しました。

第1回の委員会は、去る10月10日に開催し、委嘱状の交付に続き、正副委員長の選任が行われた後、広域ごみ・汚泥処理施設整備事業の経緯と概要の説明、委員会の事業計画、委員会の今後の進め方等について協議がなされました。

次に、生活環境影響調査についてであります。

本事業は、法に定められ、必ず実施しなければならないものですが、これまでの上郷区における

隣保ごとの説明会や、過去に提出された陳情書の中でも、排気ガスやダイオキシン等の生活環境や健康への影響を懸念する指摘がなされており、これらの指摘について、科学的、客観的な調査データをお示しするためにも、ぜひ調査をさせていただきたいとお願いしてきました。

上郷区の皆様の理解が得られるよう、説明会の開催等をお願いをしているところではありますが、現段階ではまだ理解が得られておりません。今後におきましても、一日も早く理解が得られるよう粘り強く努力を重ねてまいりたいと考えています。

続きまして、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、第9号議案職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定については、構成市町の制度に合わせ、労務職員の定年を60歳としようとするものです。

次に、第10号議案職員の給与に関する条例の全部を改正する条例制定については、平成18年4月の地方公務員給与の抜本改正に対応するため現条例を全部改正し、豊岡市職員の給与に関する条例の規定を準用しようとするものです。

次に、第11号議案助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、職員の給与に関する条例を豊岡市職員の給与に関する条例の規定を準用することに伴い、関係規定を改正しようとするものです。

次に、第12号議案平成17年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、決算額は、歳入総額1億2,073万3,016円、歳出総額1億1,231万9,347円で、差し引き841万3,669円の黒字決算となりました。

詳細については、お手元に決算書及び関係資料をお届けしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

以上で私の総括説明を終わり、議案ごとの詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（谷口勝己） 続いて、議案ごとの説明に入ります。

第9号議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） それでは、第9号議案につきましてご説明申し上げます。第9号議案職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

労務職員の定年を、構成各市町の全職種の定年年齢でございます年齢60歳に統一しようとするものでございまして、議案目録4ページをお開きください。条例の新旧対照表でございます。第3条は職員の定年を規定しております。その中で、改正案のとおり、ただし書き以下を削り、労務職員の定年年齢を63年から60年といたしております。

3ページにお戻りをいただきまして、附則でございます。施行でございます。条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、労務職員と他の職員との間に定年の差があったということにつきましては、昭和59年度に、法の定めるところによりまして地方公務員にも定年制が導入されたわけでございますけれども、そ

れ以前の定年年齢のあり方につきまして、労使間の合意によります勸奨年齢が存在しておりました。その場合に、労務職員と他の職員との間に差があったということが、そもそもこの年齢に差ができた要因であるというぐあいに考えられます。しかし、各町では、定年制が法で定められて条例を定める際に統一が図られてきておりましたが、旧豊岡市では、今回の市町合併によりまして同様の統一が図られることになりました。したがって、本組合におきまして、これまで豊岡市の例に倣っておりましたが、各市町に倣うということにしたいということでございます。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

議長（谷口勝己） 第10号議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） 第10号議案職員の給与に関する条例の全部を改正する条例制定についてご説明を申し上げます。

管理者申し上げましたとおり、国家公務員の給与制度の抜本的改正に伴い、地方公務員におきましても同様の改正が行われ、本組合の構成市町につきましても条例改正が大幅に行われたわけでございます。本組合の職員の給与条例についても、これに沿いましての改正が必要になっておりましたけれども、構成各市町の給与制度がほぼ同一であること、また、従前から消防職員等の特別な部分を除きまして旧豊岡市の例に準じまして給与条例を定めておりました。したがって、この際、本年4月から改正施行されました豊岡市職員の給与に関する条例を準用させていただくよう条例を全部改正しようとするものでございます。

議案目録の8ページでございます。お開きをいただきます。改正要綱になっております。まず(1)でございますが、第1条の部分でございます。これは趣旨規定でございます。地方公務員法24条の第6項でございますけれども、これは職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定めるというぐあいに定めておまして、この規定に基づきまして、本条例をもって一般職の給与に関しまして必要な事項を定めようとする規定をいたしております。

(2)の部分は第2条でございます。準用規定でございます。第1条に定める職員の給与に関し必要な事項については、豊岡市職員の給与に関する条例を準用すること。この場合において、読みかえ規定といたしまして「豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」は「職員の勤務時間等に関する条例」というぐあいに読みかえるとともに、「市長」を「管理者」に、「市」は「北但行政事務組合」というぐあいに読みかえることを定めております。

(3)、第3条でございますけれども、委任規定です。この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定めるといたしております。規則等で定めてまいるものでございます。

2の施行期日です。(1)では、施行日でございます。公布の日から施行するということにいたしております。

第2項、(2)でございます。ここでは経過措置を規定をしております。なお、現在本組合の一般職員はすべて構成各市町からの派遣を受けておりますので、前議案も同様でございますけれども、この条例を適用する職員は現在存在いたしておりません。

以上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（谷口勝己） 第11号議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） 第11号議案助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案目録12ページの新旧対照表をごらんください。さきの第10号議案におきまして、職員の給与に関する条例を豊岡市の給与に関する条例の規定を準用するというぐあいに全文改正の提案をさせていただいておりますが、このことに伴いまして、助役の給与等に関します条例の中で、職員の給与に関する条例の条項等を引用、準用している部分がございますので、これを豊岡市職員の給与に関する条例の該当条項に整合するように所要の改正をいたすものでございます。

第3条でございます。これは給与の支給の額及び支給方法を定めた規定でございますけれども、第2項で職員の給与に関する条例そのものを引用しておりますので、今回の全部改正に伴いまして条例番号が変わってまいります。この部分を改正しようとするものであります。

第6項でございます。これまで引用しておりました職員の給与に関する条例の条項第27条の2及び第27条の3が、今回の全部改正により準用いたします豊岡市職員の給与に関する条例では第29条及び第30条に該当することとなりますために、その整合を図る改正を行うものでございますとともに、この場合におきまして「任命権者」と豊岡市条例の中にはなっておりますけれども、これを「管理者」というぐあいに読みかえるものであります。なお、29条は期末手当を支給しない場合を、30条は期末手当の支給の一時差しとめの場合を規定しております。

11ページにお戻りいただきますと、附則でございます。施行日を定めておりまして、公布の日から施行するをいたしております。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（谷口勝己） 第12号議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（瀬崎 彊） 第12号議案、一般会計の決算でございます。別冊になっております決算書をごらんいただきたいと思っております。

まず表紙の部分でございます。総括表でございますが、管理者が申しあげましたとおり、歳入歳出差し引き額841万3,669円の黒字となりまして、同額を18年度に繰り越す結果となっております。

ご承知のとおり、昨17年の4月1日に市町合併がございまして新豊岡市と香美町が誕生いたしました。北但行政事務組合の構成団体が1市10町から1市3町となったほか、従前、本組合でごみ処理、し尿処理、あるいは斎場、広域ごみ・汚泥処理施設整備、さらには消防、農業共済及び介護保険認定といったようなものを所管をしておりました複合事務組合でございましたけれども、この17年4月からは広域ごみ・汚泥処理施設の設置事業のみを残して、他の事業はすべて新豊岡市なり香美町等に移管処理されることになっております。これに伴いまして、広域ごみ・汚泥処理施設整備事業の会計を別途処理しておりましたけれども、これを17年度からは一般会計の中に含めまして

処理することといたしております。さらにまた17年10月1日には新温泉町が誕生いたしまして、構成団体も1市2町になるという経緯、経過をたどってきております。

決算書の5、6ページをお開きください。事項別明細書でございます。まず、歳入でございます。

10款の分担金及び負担金ですが、市町合併がございましたものの、規約の中の附則の定めるところによりまして16年度と同じく構成団体数を1市10町というぐあいに定めまして、それを基礎に、その10分の3部分を均等割によりまして、残り10分の7を人口割により算出した額をもってご負担をいただいております。

45款の繰越金です。前年度繰越金のうち160万1,496円につきましては、旧美方郡4町を除きます旧1市6町によります衛生、消防、農業共済、あるいは介護認定の4事業に係ります一般会計分の負担金の繰越金でございましたことから、一般会計に係りますこの16年度の市町の負担率に案分をいたしました額を17年度の負担金から差し引くという形で、新豊岡市、香美町に還付し精算をするという処理をいたしております。

次に、50款の諸収入、2項の雑入でございます。このうちに、備考欄に記載しておりますけれども、78万1,327円につきましては、広域ごみ・汚泥処理施設整備事業特別会計を16年度をもって廃止をいたしましたことに伴います剰余金でございます。

以上、これらを合わせまして歳入総額は1億2,073万3,016円ということでございます。

次に、歳出でございます。7ページ、8ページをお開きください。

歳出のうち10款と15款につきましては私の方から説明をいたしまして、20款につきましては施設整備課長の方から説明をさせていただきたいと思いますが、12ページにありますとおり、歳出総額は1億1,231万9,347円でございます。

まず、7ページ、8ページの中で10款の議会費でございます。予算現額260万で支出済み額が230万4,576円で、不用額29万5,424円となっておりますけれども、そのうちの1節報酬でございます。9万7,000円余の不用額でございますけれども、これは市町合併に伴いまして議会議員選挙が執行され、これに関連をいたしまして、本組合の議会におきましても議員の不在の期間が生じたことによるものでございます。

次に、15款の総務費でございます。予算現額3,906万9,000円に対しまして支出済み額が3,849万2,543円ということで、不用額57万6,457円となったわけでございますが、その主な内訳の中で、まず1節の報酬でございます。これにつきましても不用額が出ておりますけれども、市町合併に伴います管理者、収入役、監査委員に空白期間が生じたこと及び情報公開の審査委員あるいは公務災害補償等認定委員の支出の必要がなかったということによるものでございます。

次に、10ページをお開きください。11節の需用費でございます。その中で修繕料にパフォーマンスチャージという言葉が出てまいりますけれども、これはコピーの使用料でございます。

それから、12節の役務費のうちに手数料が多額の支出となっておりますが、これは17年度に組合事務所がこちらの方に移転をしたことに伴いまして、財務会計システムの移設費に43万円を要したというものが大きな要因でございます。

14節でございます。使用料及び賃借料の中の自動車借り上げ料は、公用車2台分のリース料であります。同じく機器賃借料は、財務会計システムあるいは一般事務用のパソコン、ファクスなどに係るものでございます。さらに土地賃借料というのが出てまいっておりますが、美方郡2町から派遣を受けております職員2名の通勤自動車の駐車場を本組合で借り上げ、使用させているものでございます。

18節備品購入費でございます。事務所移転に伴いまして必要となりました保管庫、ロッカー等を購入したものでございます。

19節の負担金補助及び交付金で14万8,000円余の不用額が出ておりますが、派遣職員の給与費が約4万8,000円残っておりますし、市町村職員互助会の制度改正によります補助金の減額が9万3,000円ばかりございました。これが主な要因でございます。

以上です。よろしく願い申し上げます。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） それでは、11ページをお開きいただきたいと思っております。

20款1項1目広域ごみ・汚泥処理施設整備事業費についてご説明申し上げます。予算現額は7,876万1,000円、支出済み額7,152万2,228円、不用額723万8,772円であります。

主な内訳でございますが、8節の報償費は、PFI導入可能性調査の検討に係ります講師謝金であります。

9節の旅費は、費用弁償といたしまして、事業方式検討を行いました。そのときの講師旅費、また、先進地施設の調査旅費でございます。また、普通旅費におきましては、上郷区の皆様によります先進地視察の随行、また、関係会議への出席、そのほか組合議会視察への随行旅費等でございます。

11節需用費は、上郷区の皆様によります先進地視察、そのときの昼食代でございます。また、一般廃棄物処理基本計画の追加印刷費でございます。

13節委託料は、ごみ処理基本計画策定業務のほか3件の業務でございます。その中で循環型社会形成推進地域計画策定業務は、平成17年度に新設されました交付金制度に基づき作成いたしました計画でございますが、当初予算の段階では、補助金制度のときの循環型社会基盤整備事業計画策定業務で計上いたしておりました。結果的には制度変更によるものと入札の結果によって、その分では376万円が不用となっております。また、そのほかの委託業務でも同様に、合計573万1,950円の不用額となっております。

14節使用料及び賃借料は、バス借り上げ料及び通行料等でございますが、その業務は、上郷区の皆様によります視察、また、構成市町ごみ・汚泥担当課長や作業部会によります先進地施設の調査等に用いたものでございます。

19節負担金補助及び交付金は、派遣職員の給与費でございます。以上であります。

議長（谷口勝己） 以上で上程議案に対する説明は終わりました。

本日は、説明のみにとどめます。

以上で本日の日程は終わりました。

この際、お諮りいたします。明10月24日から10月29日までを議案熟読のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(谷口勝己) ご異議なしと認め、さように決しました。

次の本会議は、10月30日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでございました。

散会 午前10時34分